

2019年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県央振興局

2020年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	県央振興局	建設部 河港課	2020年 3月26日	半造川樋門等操作管理委託	3,463,014	諫早市東小路町7-1 諫早市長 宮本 明雄	河川管理施設である樋門の管理は河川管理者自ら行うのが原則であるが、職員配置状況等から迅速な対応が困難なため委託するものである。 河川管理施設の委託先については、河川法第99条により地元市町村に委託できることとなっている。 諫早市に委託することで樋門等の操作が必要となる洪水時においても、迅速かつ確実な対応ができる。	第167条の2第1項 第2号
2	県央振興局	建設部 管理課	2020年 3月31日	田結港海岸環境施設（緑地等）管理委託	3,300,000	諫早市東小路町7-1 諫早市長 宮本 明雄	諫早市は、「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、岸壁や護岸、野積場等の港湾施設の軽微な維持補修や許可事務等を行っているが、「田結港緑地」は、これらの港湾施設に隣接しており、緑地の管理を諫早市が一体的に行うことが効率的、かつ合理的であることにより、諫早市と随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号
3	県央振興局	建設部 道路第一課	2019年 9月20日	長崎本線土井崎（信）・小長井82k019m付近西ノ崎跨線橋他3橋橋梁点検	1,690,000	長崎市尾上町1-89 九州旅客鉄道株式会社長崎支社 支社長 西川 佳祐	本業務は、九州旅客鉄道上空を交差する橋梁の点検に際し、線路上空への足場の設置、また橋梁点検車（軌陸車）の使用など、点検に必要な仮設業務を委託するものである。 この業務は、九州旅客鉄道（株）が所管する鉄道管理区域内での作業であり、鉄道の安全確保のため九州旅客鉄道（株）以外の作業は認められない。よって鉄道事業者である九州旅客鉄道（株）と随意契約するものである	第167条の2第1項 第2号
4	県央振興局	建設部 道路第一課	2019年 10月28日	一般国道207号電線共同溝整備工事（電力系連系管路・連系設備）	10,742,694	長崎市城山町3番19号 九州電力㈱送配電カンパニー 長崎送配電統括センター センター長 北村 弘光	本工事は新電線類地中化計画により電線共同溝を整備している区間であり、利用者個々への電線管路の布設のうち官地部を施工するものである。（民地部は電線管理者が施工する。） 引込管路の施工にあたっては、電線管理者が個々の利用者と調整を行い、引込位置、施工時期を決定しており官地部・民地部一体の工事であるため、電線管理者自らが施工管理を行う必要がある。 そのため、長崎県は平成13年3月に、電線管理者である、九州電力株式会社長崎支店と基本協定を結び引込管路工事の施工を委託している。	第167条の2第1項 第2号
5	県央振興局	建設部 道路第一課	2019年 11月6日	一般国道207号電線共同溝整備工事（通信系引込・連系管路及び連系設備）	14,215,300	福岡県福岡市博多区東比恵2丁目3番7号 エヌ・ティ・ティ・インフラ ネット㈱九州事業部 事業部長 入江 浩志	本工事は新電線類地中化計画により電線共同溝を整備している区間であり、利用者個々への電線管路の布設のうち官地部を施工するものである。（民地部は電線管理者が施工する。） 引込管路の施工にあたっては、電線管理者が個々の利用者と調整を行い、引込位置、施工時期を決定しており官地部・民地部一体の工事であるため、電線管理者自らが施工管理を行う必要がある。 そのため、長崎県は平成19年2月に、電線管理者である、西日本電信電話株式会社と基本協定を結び引込管路工事の施工を委託している。	第167条の2第1項 第2号

※別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2019年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県央振興局

2020年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	県央振興局	建設部 道路第二課	2019年 4月1日	一般県道諫早外環状線道路改良工事（監督補助業務委託その1）	21,670,000	大村市池田2-1311-3 公益社団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事の請負者が保有する施工ノウハウの情報管理（他の建設業者への情報漏えい防止）も必要である。 このため、建設業者から資金面や人事面などで直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
7	県央振興局	建設部 道路第二課	2019年 5月10日	一般県道諫早外環状線道路改良工事（積算技術業務委託）	2,376,000	大村市池田2-1311-3 公益社団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム（プログラム及びデータ）の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
8	県央振興局	建設部 道路第二課	2019年 7月19日	一般県道諫早外環状線道路改良工事（監督補助業務委託その2）	14,300,000	大村市池田2-1311-3 公益社団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事の請負者が保有する施工ノウハウの情報管理（他の建設業者への情報漏えい防止）も必要である。 このため、建設業者から資金面や人事面などで直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
9	県央振興局	建設部 道路第二課	2020年 1月14日	一般県道諫早外環状線道路改良工事（積算技術業務委託）	1,980,000	大村市池田2-1311-3 公益財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム（プログラム及びデータ）の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号

※別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2019年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県央振興局

2020年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
10	県央振興局	建設部 道路第二課	2020年 3月30日	一般県道諫早外環状線道路改良工事(監督補助業務委託その1)	20,240,000	大村市池田2-1311-3 公益財団法人長崎県建設技術 研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事の請負者が保有する施工ノウハウの情報管理（他の建設業者への情報漏えい防止）も必要である。 このため、建設業者から資金面や人面などで直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
11	県央振興局	建設部 用地課	2019年 5月22日	一般県道久山港線道路改良工事（久山工区）（ 用地取得事務委託）	10,159,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 岩崎 直紀	当該事業箇所は、平成29年度より用地取得を開始した事業であり、交渉未着手の権利者が多く残っているため、その対応を外部委託するものである。 用地取得業務は周旋に該当し、これをほかの業者等に委託することは、弁護士法第72条の「非弁護士の法律事務の取り扱い等の禁止」に抵触する可能性がある。 しかしながら、県土地開発公社は、「公有地拡大の推進に関する法律第17条第2項第2号」により、斡旋業務を行うことが出来る機関であり、また、損失補償基準、用地交渉、契約事務等に精通しており、円滑な業務遂行が確保できる。	第167条の2第1項 第2号
12	県央振興局	農林部 土地改良課	2019年 5月23日	大村北部地区積算参考資料作成業務委託	6,655,000	長崎県大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 宮本 正則	土地改良事業等の工事を請負施行に付する場合における工事価格の積算については、農林水産省の通知により「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」に基づき行うこととされており、農村地域防災減災事業も含まれる。 本業務は、予定価格算出の基礎となる積算参考資料を作成するものである。県営事業の積算にあたっては、農林水産省が直轄用に開発した積算システムを（社）農業農村整備総合情報センター（ARIC）が、補助版として更に改良した農業農村整備標準積算システムを使用している。本システムは常時更新される歩掛りや単価を確実に反映しており、信頼性が高い。 長崎県土地改良事業団体連合会（土改連）はARICと守秘義務が保持されており、本システムによる積算参考資料作成業務委託を受託できるのは土改連のみである。	第167条の2第1項 第2号

※別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2019年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県央振興局

2020年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
13	県央振興局	農林部 土地改良課	2019年 5月23日	県央管内防災減災事業補助監督業務委託	1,925,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合会 会長 宮本 正則	当業務は、農業農村整備事業における工事を実施するため、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）」に基づき工事の施工状況や工事請負者から提出された承認願い等について、設計書と照合を行い、その結果を正確に報告するものである。国及び九州各県で構成する「九州地方協議会」において、適正な発注関係事務を適切かつ公正に行うため、品確法の規定に基づき、法令の遵守及び高度な守秘義務、また農業農村整備の特性及び関係基準等に精通していることなどを要件として「農業農村整備事業発注者支援機関認定制度」を定め本県では唯一土改連が認定された団体である。 このことから、土改連を契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
14	県央振興局	農林部 土地改良課	2019年 8月7日	県単小ヶ倉ダム地区漂着雑物除去業務委託	1,501,200	島原市梅園町丁2870-1 星野建設株式会社 代表取締役 星野 親房	小ヶ倉ダムは県が農業用及び水道用として建設し財産を所有している。 小ヶ倉ダムに発生したアオコと令和元年7月20日から21日にかけての大雨により流れ込んだ雑物（流木等）が入り混じりダム堤体へ漂着している。 このアオコが腐敗し、漂着物から発生した異臭がダム堤体と近隣民家へたどい住民生活へ影響を与えており、漂着物を緊急に撤去し異臭を抑制する必要がある。 このため、以下の理由により、今回の業務は1者随意契約とする。 ①星野建設㈱は31千第019号諫早湾干拓調整地水質業務委託を契約し、アオコの処理に必要な濾過槽等のシステムを諫早市高来町に配備しているため、その施設を利用し早急な対応が可能であること。 ②31千第015号諫早湾干拓潮受堤防漂着・漂流雑物業務委託の一般競争入札では参加者が星野建設1社であり、類似業務である本業務にも他の業者と契約が厳しいこと。	第167条の2第1項 第5号
15	県央振興局	農林部 農村整備課	2019年 5月29日	正久寺地区区画整理実施設計業務委託	22,220,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合会 会長 宮本 正則	区画整理工事に伴う農家の休作を最小限とするため、限られた工期で手戻りなく工事を完成させる必要があるが、傾斜地で複雑な地形を有する本県においては、精度の高い土量計算を行う必要があり、そのような高度なシステムを有するのは土改連のみである。	第167条の2第1項 第2号

※別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2019年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県央振興局

2020年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
16	県央振興局	農林部 農村整備課	2019年 6月18日	田尻地区積算参考資料作成業務委託	2,646,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合会 会長 宮本 正則	土地改良事業等の工事を請負施行に付する場合における工事価格の積算については、農林水産省の通知により「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」に基づき行うこととされており、農村地域防災減災事業も含まれる。 本業務は、予定価格算出の基礎となる積算参考資料を作成するものである。県営事業の積算にあたっては、農林水産省が直轄用に開発した積算システムを（社）農業農村整備総合情報センター(ARIC)が、補助版として更に改良した農業農村整備標準積算システムを使用している。本システムは常時更新される歩掛りや単価を確実に反映しており、信頼性が高い。 長崎県土地改良事業団体連合会（土改連）はARICと守秘義務が保持されており、本システムによる積算参考資料作成業務委託を受託できるのは土改連のみである。	第167条の2第1項 第2号
17	県央振興局	農林部 農村整備課	2019年 6月18日	有喜南部地区畑かん施設工事積算参考資料作成業務委託	2,030,400	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合会 会長 宮本 正則	土地改良事業等の工事を請負施行に付する場合における工事価格の積算については、農林水産省の通知により「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」に基づき行うこととされており、農村地域防災減災事業も含まれる。 本業務は、予定価格算出の基礎となる積算参考資料を作成するものである。県営事業の積算にあたっては、農林水産省が直轄用に開発した積算システムを（社）農業農村整備総合情報センター(ARIC)が、補助版として更に改良した農業農村整備標準積算システムを使用している。本システムは常時更新される歩掛りや単価を確実に反映しており、信頼性が高い。 長崎県土地改良事業団体連合会（土改連）はARICと守秘義務が保持されており、本システムによる積算参考資料作成業務委託を受託できるのは土改連のみである。	第167条の2第1項 第2号
18	県央振興局	農林部 農村整備課	2019年 6月26日	小迎地区区画整理実施設計業務委託	15,180,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合会 会長 宮本 正則	区画整理工事に伴う農家の休作を最小限とするため、限られた工期で手戻りなく工事を完成させる必要があるが、傾斜地で複雑な地形を有する本県においては、精度の高い土量計算を行う必要があり、そのような高度なシステムを有するのは土改連のみである。	第167条の2第1項 第2号

※別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2019年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県央振興局

2020年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
19	県央振興局	農林部 農村整備課	2019年 7月11日	県央管内農村整備事業補助監督業務委託	3,300,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合会 会長 宮本 正則	当業務は、農業農村整備事業における工事を実施するため、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）」に基づき工事の施工状況や工事請負者から提出された承認願い等について、設計書と照合を行い、その結果を正確に報告するものである。国及び九州各県で構成する「九州地方協議会」において、適正な発注関係事務を適切かつ公正に行うため、品確法の規定に基づき、法令の遵守及び高度な守秘義務、また農業農村整備の特性及び関係基準等に精通していることなどを要件として「農業農村整備事業発注者支援機関認定制度」を定め本県では唯一土改連が認定された団体である。 このことから、土改連を契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
20	県央振興局	農林部 農村整備課	2019年 9月17日	駄野地区積算参考資料作成業務委託	9,350,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合会 会長 宮本 正則	土地改良事業等の工事を請負施行に付する場合における工事価格の積算については、農林水産省の通知により「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」に基づき行うこととされており、農村地域防災減災事業も含まれる。 本業務は、予定価格算出の基礎となる積算参考資料を作成するものである。県営事業の積算にあたっては、農林水産省が直轄用に開発した積算システムを（社）農業農村整備総合情報センター(ARIC)が、補助版として更に改良した農業農村整備標準積算システムを使用している。本システムは常時更新される歩掛りや単価を確実に反映しており、信頼性が高い。 長崎県土地改良事業団体連合会（土改連）はARICと守秘義務が保持されており、本システムによる積算参考資料作成業務委託を受託できるのは土改連のみである。	第167条の2第1項 第2号
21	県央振興局	農林部 農村整備課	2020年 3月31日	有喜南部・飯盛南部後田地区畑かん工事積算参考資料作成業務委託	10,670,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合会 会長 古川 隆三郎	当業務は、予定価格算出の基礎となる積算参考資料を作成するものである。県営事業の積算にあたっては、農林水産省が直轄用に開発した積算システムを（社）農業農村整備総合情報センター(ARIC)が、補助版として更に改良した農業農村整備標準積算システムを使用している。本システムは常時更新される歩掛りや単価を確実に反映しており、信頼性が高い。 長崎県土地改良事業団体連合会（土改連）はARICと守秘義務が保持されており、本システムによる積算参考資料作成業務委託を受託できるのは土改連のみである。	第167条の2第1項 第2号

※別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2019年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県央振興局

2020年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
22	県央振興局	農林部 農道課	2019年 5月23日	農道事業積算参考資料作成業務委託	7,810,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合会 会長 宮本 正則	土地改良事業等の工事を請負施行に付する場合における工事価格の積算については、農林水産省の通知により「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」に基づき行うこととされており、農村地域防災減災事業も含まれる。 本業務は、予定価格算出の基礎となる積算参考資料を作成するものである。県営事業の積算にあたっては、農林水産省が直轄用に開発した積算システムを（社）農業農村整備総合情報センター(ARIC)が、補助版として更に改良した農業農村整備標準積算システムを使用している。本システムは常時更新される歩掛りや単価を確実に反映しており、信頼性が高い。 長崎県土地改良事業団体連合会（土改連）はARI Cと守秘義務が保持されており、本システムによる積算参考資料作成業務委託を受託できるのは土改連のみである。	第167条の2第1項 第2号
23	県央振興局	農林部 農道課	2019年 7月16日	大村レインボーロード地区補助監督業務委託	1,848,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合会 会長 宮本 正則	当業務は、農業農村整備事業における工事を実施するため、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）」に基づき工事の施工状況や工事請負者から提出された承認願い等について、設計書と照合を行い、その結果を正確に報告するものである。国及び九州各県で構成する「九州地方協議会」において、適正な発注関係事務を適切かつ公正に行うため、品確法の規定に基づき、法令の遵守及び高度な守秘義務、また農業農村整備の特性及び関係基準等に精通していることなどを要件として「農業農村整備事業発注者支援機関認定制度」を定め本県では唯一土改連が認定された団体である。 このことから、土改連を契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
24	県央振興局	農林部 用地管理課	2019年 4月22日	小迎地区換地計画（処分）事務委託	2,838,000	西海市西彼町小迎郷830 小迎南風崎土地改良区 理事長 北川 和道	【長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱】に基づき委任契約を行うが、当該地区の地元農家等からなる土地改良区が、中立・公正な立場に立って、全員が承諾する換地になるように、地元要望の調整に奔走して、土地改良区の責任で、自らの手で換地をまとめる必要がある。この調整は地元精通した者が主体となって実施しなければ進まないため、土地改良事業を行うために設立された公法人（非営利法人）である（※左記）土地改良区と1者随意契約を行う。 なお、同要綱には委託先として「市町」及び「その他知事が特別に認めた者」も併記されているが、本県では市町が県営事業実施の同意を行う時点で、地元が土地改良区を設立しない意向である場合に限り、換地業務受託可能な体制整備を確約のうえ事業を採択し、市町に委託することとしており、土地改良区を除いては、受託できないものとなっている。	第167条の2第1項 第2号

※別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2019年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県央振興局

2020年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
25	県央振興局	農林部 用地管理課	2019年 6月14日	正久寺地区換地計画（処分）事務委託	1,996,500	諫早市長田町2515 正久寺長田土地改良区 理事長 松田 正幸	【長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱】に基づき委任契約を行うが、当該地区の地元農家等からなる土地改良区が、中立・公正な立場に立って、全員が承諾する換地になるように、地元要望の調整に奔走して、土地改良区の責任で、自らの手で換地をまとめる必要がある。この調整は地元精通した者が主体となって実施しなければ進まないため、土地改良事業を行うために設立された公法人（非営利法人）である（※左記）土地改良区と1者随意契約を行う。 なお、同要綱には委託先として「市町」及び「その他知事が特別に認めた者」も併記されているが、本県では市町が県営事業実施の同意を行う時点で、地元が土地改良区を設立しない意向である場合に限り、換地業務受託可能な体制整備を確約のうえ事業を採択し、市町に委託することとしており、土地改良区を除いては、受託できないものとなっている。	第167条の2第1項 第2号
26	県央振興局	農林部 用地管理課	2019年 6月24日	有喜南部地区換地計画（処分）事務委託	18,161,000	諫早市飯盛町開1929-5 有喜土地改良区 理事長 滝 和久	【長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱】に基づき委任契約を行うが、当該地区の地元農家等からなる土地改良区が、中立・公正な立場に立って、全員が承諾する換地になるように、地元要望の調整に奔走して、土地改良区の責任で、自らの手で換地をまとめる必要がある。この調整は地元精通した者が主体となって実施しなければ進まないため、土地改良事業を行うために設立された公法人（非営利法人）である（※左記）土地改良区と1者随意契約を行う。 なお、同要綱には委託先として「市町」及び「その他知事が特別に認めた者」も併記されているが、本県では市町が県営事業実施の同意を行う時点で、地元が土地改良区を設立しない意向である場合に限り、換地業務受託可能な体制整備を確約のうえ事業を採択し、市町に委託することとしており、土地改良区を除いては、受託できないものとなっている。	第167条の2第1項 第2号

※別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2019年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県央振興局

2020年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
27	県央振興局	農林部 用地管理課	2019年 7月3日	白崎地区換地計画（処分）事務委託	2,088,900	西海市西彼町小迎郷 8 3 0 白崎土地改良区 理事長 山脇 初良	【長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱】に基づき委任契約を行うが、当該地区の地元農家等からなる土地改良区が、中立・公正な立場に立って、全員が承諾する換地になるように、地元要望の調整に奔走して、土地改良区の責任で、自らの手で換地をまとめる必要がある。この調整は地元精通した者が主体となって実施しなければ進まないため、土地改良事業を行うために設立された公法人（非営利法人）である（※左記）土地改良区と1者随意契約を行う。 なお、同要綱には委託先として「市町」及び「その他知事が特別に認めた者」も併記されているが、本県では市町が県営事業実施の同意を行う時点で、地元が土地改良区を設立しない意向である場合に限り、換地業務受託可能な体制整備を確約のうえ事業を採択し、市町に委託することとしており、土地改良区を除いては、受託できないものとなっている。	第167条の2第1項 第2号
28	県央振興局	農林部 用地管理課	2019年 7月3日	駄野地区換地計画（処分）事務委託	4,021,600	東彼杵郡波佐見町長野郷 1 7 3－2 駄野土地改良区 理事長 村田 富士利	【長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱】に基づき委任契約を行うが、当該地区の地元農家等からなる土地改良区が、中立・公正な立場に立って、全員が承諾する換地になるように、地元要望の調整に奔走して、土地改良区の責任で、自らの手で換地をまとめる必要がある。この調整は地元精通した者が主体となって実施しなければ進まないため、土地改良事業を行うために設立された公法人（非営利法人）である（※左記）土地改良区と1者随意契約を行う。 なお、同要綱には委託先として「市町」及び「その他知事が特別に認めた者」も併記されているが、本県では市町が県営事業実施の同意を行う時点で、地元が土地改良区を設立しない意向である場合に限り、換地業務受託可能な体制整備を確約のうえ事業を採択し、市町に委託することとしており、土地改良区を除いては、受託できないものとなっている。	第167条の2第1項 第2号

※別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2019年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県央振興局

2020年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
29	県央振興局	農林部 諫早湾干拓堤防管理事務所	2019年 9月26日	雲仙多良シーライン地区積算参考資料作成業務委託	3,905,000	長崎市大国町9-17 長崎県土地改良事業団体連合会 会長 宮本 正則	土地改良事業等の工事を請負施行に付する場合における工事価格の積算については、農林水産省の通知により「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」に基づき行うこととされており、農産漁村整備地域交付金（基幹農道整備事業）も含まれる。 本業務は、予定価格算出の基礎となる積算参考資料を作成するものである。県営事業の積算にあたっては、農林水産省が直轄用に開発した積算システムを（社）農業農村整備総合情報センター(ARIC)が、補助版として更に改良した農業農村整備標準積算システムを使用している。本システムは常時更新される歩掛りや単価を確実に反映しており、信頼性が高い。 長崎県土地改良事業団体連合会（土改連）はARICと守秘義務が保持されており、本システムによる積算参考資料作成業務委託を受託できるのは土改連のみである。	第167条の2第1項 第2号
30	県央振興局	農林部 諫早湾干拓堤防管理事務所	2020年 3月18日	諫早湾干拓堤防通信制御設備保守点検業務委託	8,294,000	福岡県福岡市中央区長浜2-4- 東芝通信インフラシステムズ ㈱九州営業所 所長 吉岡 義成	当業務の対象となる通信制御設備は、「国営諫早湾干拓事業」により、平成7～10年度にかけて㈱東芝が設計・製作したものであり、平成12年度から長崎県が管理委託協議書に基づき施設の管理を行っている。 本システムは大半が、制作メーカー独自の技術（ソフトウェア）や既に製造中止された機器で構成されており、障害発生時の対応が他社では不可能であるため、業務委託先は平成22年度以降㈱東芝の保守・補修（修理）業務に関して業務委嘱された「東芝通信インフラシステムズ㈱九州営業所」に特定される。	第167条の2第1項 第2号

※別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。